

行政改革の実施状況

(「行政改革推進法」、「行政改革の重要方針」及び「今後の行政改革の方針」のフォローアップ)

平成 19 年 3 月 30 日

行政改革推進本部

．行政改革推進法の実施状況

行政改革推進法の概要	区分	実施状況
<p>1．政策金融改革</p> <p>平成 20 年度において、現行政策金融機関（商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行）の組織及び機能を再編成し、その政策金融の機能を新たに設立する一の政策金融機関に担わせる（沖縄振興開発金融公庫については平成 24 年度以降に統合）。国際協力銀行の政府開発援助機能は独立行政法人国際協力機構に担わせる。</p> <p>平成 20 年度末における新政策金融機関（沖縄振興開発金融公庫を含む）の貸付金残高の対 GDP 比が、平成 16 年度末の現行政策金融機関の貸付金残高の対 GDP 比の半分以下となるようにする。</p> <p>商工組合中央金庫を完全民営化するものとし、平成 20 年度に、国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずる。その 5 年後から 7 年後を目途として、政府出資をすべて処分する。</p>	<p>法第 4 条 ～ 第 13 条</p> <p>法第 6 条</p>	<p>国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を統合し、一の新政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫（以下「新公庫」という。）を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定める「株式会社日本政策金融公庫法案」及び同法の施行に伴い、関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定める「株式会社日本政策金融公庫法案の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」を平成 19 年通常国会（第 166 回。以下同）に提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新公庫の目的として、民業補完の趣旨を明記するとともに、行政改革推進法の規定により限定された機能を担い、危機対応に必要な金融を行うほか、当該必要な金融が民間金融機関により行われることを可能とすることを規定。 ・新公庫の業務の範囲について行政改革推進法の規定に則り規定。新公庫の成立後、政府は新公庫の業務の在り方について検討を加え、所要の措置を講ずる旨を規定。 <p>国際協力銀行の海外経済協力業務を独立行政法人国際協力機構に移管する等の内容の「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」が、平成 18 年臨時国会（第 165 回。以下同）において成立。</p> <p>商工組合中央金庫の完全民営化の実現に向けて、株式会社商工組合中央金庫の業務の内容等を定めるとともに、特殊会社への組織転換の手続を定める「株式会社商工組合中央金庫法案」を平成 19 年通常国会に提出。</p>

<p>日本政策投資銀行を完全民営化するものとし、平成 20 年度に、国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずる。その 5 年後から 7 年後を目途として、政府出資をすべて処分する。</p> <p>公営企業金融公庫を、平成 20 年度において、廃止し、地方公共団体のための資金調達を公営企業金融公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達その他金融取引を活用して行う仕組みに移行させる。</p> <p>平成 18 年度から平成 20 年度までの間に初めて中期目標期間が終了する独立行政法人が行う融資等業務、公益法人・特殊法人が行う融資等業務について、平成 18 年度に見直す。</p>	<p>法第 6 条</p> <p>法第 7 条</p> <p>法第 14 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協同組織から株式会社へ組織転換（特殊会社化） ・ 特殊会社化後、市場動向を踏まえつつ、概ね 5 年後から 7 年後を目途として、政府保有株式をすべて処分。処分後、直ちに「株式会社商工組合中央金庫法」を廃止するための措置その他必要な措置を講ずる旨を規定。 <p>日本政策投資銀行の完全民営化の実現に向けて、株式会社日本政策投資銀行（以下「新会社」という。）を設立するとともに、その業務の内容その他の事項を定める「株式会社日本政策投資銀行法案」を平成 19 年通常国会に提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊法人を解散し、新会社を設立（特殊会社化） ・ 特殊会社化後、市場動向を踏まえつつ、概ね 5 年後から 7 年後を目途として、政府保有株式をすべて処分。処分後、直ちに「株式会社日本政策投資銀行法」を廃止するための措置その他必要な措置を講ずる旨を規定。 <p>公営企業金融公庫の廃止及び新たな仕組みの構築に必要な事項について定める「地方公営企業等金融機構法案」を平成 19 年通常国会に提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊法人を廃止し、地方公共団体が自ら設立・運営する機構を設立。 ・ 業務範囲は、現公庫よりも絞込み、重点化。事業規模も、段階的に一定の縮減。 <p>独立行政法人が行う融資等業務（出資、直接融資、債務保証等、利子補給）について、行政改革推進本部の行政減量・効率化有識者会議、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による指摘を踏まえ、各主務大臣において作成された見直し案が、平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部の議を経て、</p>
---	--	--

決定。

- ・ 59 の融資等業務のうち、54%に当たる 32 業務を廃止・縮小。これを受けて、(独)雇用・能力開発機構については「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を平成 19 年通常国会に提出、(独)中小企業基盤整備機構については「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案」を平成 19 年通常国会に提出。
- ・ 新規融資の規模について単年度平均で約 1,800 億円縮小。債務保証等のために設けられていた基金等のうち、余剰資金等約 180 億円の国庫返納等の効果が見込まれるところ。公益法人の融資等業務(62 事業)については補助金等の交付により造成した基金の見直しと一体的に見直しを行った結果、直近 3 年以上実績がない事業などについて特段の事情がない限り廃止することとし、保証割合が 100%の債務保証事業について原則として部分保証を導入するなどの見直しを行うことを平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部において決定。また、特殊法人の融資等業務(9 事業)についても見直しを行い、事業の廃止などについて上記本部において決定。

<p>2. 独立行政法人の見直し</p> <p>平成 18 年度以降に初めて中期目標期間が終了する独立行政法人に関し、歳出縮減を図る見地から、業務の廃止・縮小・重点化等の見直しを行う。</p> <p>(「行政改革の重要方針」における同様の規定による見直し及び「独立行政法人通則法」による見直しと併せて実施)</p> <p>融資等業務の見直し結果に応じ、当該独立行政法人の組織の在り方についても見直しを行う。</p>	<p>法第 15 条 ～ 第 16 条</p>	<p>中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 18 年中に得る 23 の独立行政法人について、行政改革推進本部の行政減量・効率化有識者会議、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による指摘を踏まえ、国の歳出の削減等を図る観点からの業務の廃止・縮小・重点化、59 の融資等業務(出資、直接融資、債務保証等、利子補給)のうち、54% に当たる 32 業務の廃止・縮小、自動車検査独立行政法人の役職員(875 人：平成 18 年 1 月現在)の非公務員化等を内容とする主務大臣において作成された見直し案が平成 18 年 12 月 24 日の行政改革推進本部の議を経て、決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の見直しにより、次期中期目標期間全体で約 1,900 億円のコスト(一般管理費 + 業務費)削減効果が見込まれるところ。 ・23 法人のうち唯一特定独立行政法人(公務員型)であった自動車検査独立行政法人の役職員の非公務員化については、「自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案」が平成 19 年通常国会において成立(平成 19 年 4 月 1 日施行予定)。
---	-----------------------------	---

<p>4 . 総人件費改革</p> <p>総人件費改革は、国家公務員及び地方公務員について、その総数の純減及び給与制度の見直しを行うとともに、独立行政法人、国立大学法人等、特殊法人及び認可法人の役員及び職員についても、これに準じた措置を講ずることにより、これらの者に係る人件費の総額の削減を図ることにより行われるものとする。</p> <p>国家公務員(郵政公社職員を除く 68.4 万人)を平成 18 年度からの 5 年間で 5 %以上純減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の行政機関の定員 (33.2 万人) を平成 18 年度からの 5 年間で 5 %以上純減。その実現のため、国の事務及び事業に関し合理化及び効率化のための措置を講ずる。 ・ 自衛官の人員数 (23.7 万人) について、国の行政機関の定員純減の例に準じて純減。 ・ 国会、裁判所、会計検査院、人事院の職員の定員 (3.1 万人) についても、各機関の特質等にも留意しつつ、行政機関に準じた取組を行うよう求める。 	<p>法第 42 条</p> <p>法第 43 条</p> <p>法第 44 条 ～ 第 50 条</p> <p>法第 44 条</p> <p>重要 4 (1)</p>	<p>定員純減及び給与構造改革等の人件費改革により、平成 19 年度予算ベースで以下の削減効果が見込まれる。</p> <p>国家公務員の人件費改革の歳出削減効果 1,940 億円程度 (財務省試算)</p> <p>地方公務員の人件費改革の歳出削減効果 7,100 億円程度 (総務省試算)(地方財政計画ベース)</p> <p>左記総人件費改革の趣旨に留意し、以下の具体的な取組を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の行政機関の定員 33.2 万人のうち 18,936 人 (5.7%) 以上の純減を確保する「国の行政機関の定員の純減について」を平成 18 年 6 月 30 日閣議決定。平成 19 年度は総人件費改革の実質初年度として、平成 18 年度 (1,502 人) を大幅に上回る純減 (2,129 人) を確保。 ・ 平成 19 年度は、教育・給食・整備・補給等の分野で業務の民間委託を進める等により、778 人の実員の純減 (18 年度 300 人) を確保。 ・ 特別機関 (国会 (衆議院、参議院、国立国会図書館)、裁判所、会計検査院、人事院) においても、行政機関の取組を踏まえ、業務の合理化・民間委託の実施等の取組を実施。 (注) 19 年度の取組状況は以下のとおり。 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>国会</td> <td>45 人</td> <td>(18 年度 : 36 人)</td> </tr> <tr> <td> 衆議院 (事務局・法制局)</td> <td>18 人</td> <td>(18 年度 : 21 人)</td> </tr> <tr> <td> 参議院 (事務局・法制局)</td> <td>16 人</td> <td>(18 年度 : 9 人)</td> </tr> <tr> <td> 国立国会図書館</td> <td>11 人</td> <td>(18 年度 : 6 人)</td> </tr> <tr> <td>裁判所</td> <td>+ 75 人</td> <td>(18 年度 : + 78 人)</td> </tr> </table>	国会	45 人	(18 年度 : 36 人)	衆議院 (事務局・法制局)	18 人	(18 年度 : 21 人)	参議院 (事務局・法制局)	16 人	(18 年度 : 9 人)	国立国会図書館	11 人	(18 年度 : 6 人)	裁判所	+ 75 人	(18 年度 : + 78 人)
国会	45 人	(18 年度 : 36 人)															
衆議院 (事務局・法制局)	18 人	(18 年度 : 21 人)															
参議院 (事務局・法制局)	16 人	(18 年度 : 9 人)															
国立国会図書館	11 人	(18 年度 : 6 人)															
裁判所	+ 75 人	(18 年度 : + 78 人)															

<p>国の事務・事業の合理化及び効率化に伴う定員の改廃に当たり、関係する職員の異動を円滑に行うため、府省横断的な配置転換、職員研修を行う仕組みの構築、職員の採用抑制を講ずる。</p>	<p>法第 45 条</p>	<p>会計検査院 15 人 (18 年度: 1 人) 人事院 5 人 (18 年度: 3 人) 裁判所については、裁判官等の裁判部門の要員確保を図る一方で、司法行政部門を中心に業務の見直しにより 100 人の定員削減、他に 30 人の内部振替を実施。</p> <p>「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」を平成 18 年 6 月 30 日に閣議決定。配置転換対象職員数を 2,908 人と設定するとともに、国家公務員雇用調整本部（内閣官房長官を本部長、国・地方行革大臣等を副本部長とし、各省副大臣で構成）を設置。同日、第一回雇用調整本部を開催し、19 年度の各府省の受入目標を 728 人と設定し、これまでに 748 人の受け入れが内定。平成 19 年 3 月 2 日に、第二回雇用調整本部を開催し、平成 20 年度の各府省の受入目標を 704 人と設定。</p>
<p>国家公務員の給与制度について、職務と責任に応じた給与の体系、国家公務員の給与と民間における賃金との比較方法の在り方その他の事項についての人事院における検討の状況を踏まえ、必要な措置を 18 年度から講ずる。</p>	<p>法第 51 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度から、地域の民間賃金をより適切に反映させるための地域間給与配分の見直し、年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた俸給構造への転換、勤務実績の給与への反映の推進等の給与構造改革を実施。 平成 18 年の人事院勧告において官民給与比較方法の見直し（比較対象企業規模 100 人以上 50 人以上等）が行われたほか、給与構造改革を引き続き推進することを内容とする同勧告を受け、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が平成 18 年臨時国会において成立。同法律の例に準じて、防衛省においても「防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律」が平成 18 年臨時国会において成立。
<p>平成 18 年度以降に中期目標の期間が終了する特定独立行政</p>	<p>法第 52 条</p>	<p>自動車検査独立行政法人の役職員（875 人）を非公務員化す</p>

<p>法人のうち、役職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないものは、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行させる。</p> <p>独立行政法人等は、その役員及び職員に係る人件費の総額について、平成 18 年度以降の 5 年間で平成 17 年度における額から 5 % 以上減少させることを基本として、人件費を削減するよう取り組む。</p>	<p>法第 53 条 ～ 第 54 条</p>	<p>る「自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案」が平成 19 年通常国会において成立（平成 19 年 4 月 1 日施行予定）。</p> <p>独立行政法人について、国家公務員の定員の削減目標（今後 5 年間で 5 % 以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、主務大臣は、各法人の中期目標を改定し、国家公務員に準じた人件費削減の取組を指示することとし、各法人の長は、その取組を含め中期計画を策定。</p> <p>国立大学法人法に基づく法人について、国家公務員の定員の削減目標（今後 5 年間で 5 % 以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、主務大臣は、各法人の中期目標において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を示し、各法人の長は、その取組を含め中期計画を変更。</p> <p>特殊法人及び認可法人について、主務大臣より各法人に対して、国家公務員の定員の削減目標（今後 5 年間で 5 % 以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを要請し、各法人は、要請を踏まえて人件費削減計画を策定。</p> <p>主務大臣は、各法人の人件費削減の取組状況についての的確な把握等を実施。</p>
<p>政府は、地方公務員の総数が平成 17 年度から 5 年間で 4.6 % 以上純減させたものとなるよう、地方公共団体に職員数の厳格な管理を要請し、協力する。</p> <p>政府及び地方公共団体は、公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和</p>	<p>法第 55 条</p>	<p>地方公務員の総数は、平成 18 年 4 月 1 日現在で 299 万 8,402 人であり、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定。以下「基本方針 2006」）において、5 年間で行政機関の国家公務員と同程度の定員純減（ 5.7 % ）を行うと決定されているところ、18 年度で、対前年比 43,720 人（ 1.4 % ）と純減。</p> <p>平成 19 年度の自然減（ 900 人）等を平成 19 年度義務教育費国庫負担金予算額（案）に計上。</p>

<p>三十三年法律第百十六号)第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)第二条第一項に規定する教職員をいう。)その他の職員の総数について、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>地方公共団体は、地方公務員の給与について、国家公務員に準じた措置等を通じ、民間給与の水準を的確に反映させるよう努める。</p> <p>政府は、人材確保法の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行い、18年度中に結論を得て、20年4月を目途に必要な措置を講ずる。</p> <p>地方公共団体は、地方独立行政法人等に対し、職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう要請するものとする。</p>	<p>法第 56 条</p> <p>法第 57 条</p>	<p>地方公共団体に対して、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日付総務事務次官通知)及び「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」(平成18年10月17日付総務事務次官通知)により、地方における給与構造改革の着実かつ速やかな実施、地域民間給与の適切な反映等を要請。また、人事委員会に対して、公民較差算定等のガイドライン(平成18年8月23日)を通知し、公民較差のより一層精確な算定、公民比較の勧告への適切な反映、勧告内容等に対する説明責任の徹底等の取組を要請。</p> <p>地方公共団体の給与構造改革については、平成19年4月1日時点において、1,855 団体(98.4%)が実施済又は実施見込み。</p> <p>公民給与の比較対象企業規模の見直し(100人以上 50人以上)については、すべての人事委員会が平成18年勧告において見直しを実施。</p> <p>教員給与の在り方について検討するため、教員の勤務実態調査等各種調査を実施するとともに、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に「教職員給与の在り方に関するワーキンググループ」を設置し、メリハリを付けた教員給与体系について検討し、平成18年度中に結論を得る。</p> <p>「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日付総務事務次官通知)により、行革推</p>
--	-------------------------------	--

		<p>進法を踏まえ地方独立行政法人、地方公社や出資比率が4分の1以上の第三セクターに対し、職員数及び職員の給与に関する情報の公開を要請するよう地方公共団体に通知した。</p>
--	--	---

5 . 国の資産及び債務に関する改革

財政融資資金貸付金残高の縮減の維持や国有財産の売却等により、国の資産の圧縮を図るとともに、民間の知見を活用して資産・債務の管理の在り方を見直す。

財政運営に当たっては、将来の国民負担を極力抑制し、市場金利変動等が財政運営に与える影響を極力抑制し、国の債務残高を抑制し、剰余金が過大にならない、ことを原則とする。

平成 27 年度末における国の資産の額(ただし、外国為替等、運用寄託金、公共用財産を除く)の対 GDP 比が、平成 17 年度末の半分にできる限り近づくことを長期的な目安として、国の資産を圧縮する。

国有財産について、以下の措置を講ずる。

- (1)売却可能と認められる国有財産の売却促進
 - (2)国民負担軽減に資するか等を見極めつつ、証券化を検討
 - (3)民間の知見を活用する仕組みの整備
 - (4)庁舎の使用状況の監査と使用調整の徹底、余剰床の民間貸付
 - (5)区画変更等による不整形地の売却の容易化
 - (6)売却までの間の民間への一時貸付の推進
- 財政融資資金貸付金について、幅広い観点からその証券化の適否を検討する。

国債に関する施策について、民間の知見を活用して職員の専門的能力を向上させ、その充実を図る。

企業会計の慣行を参考とした財務書類の整備を促進する。

法第 58 条
～ 第 60 条

「基本方針 2006」において、資産・債務改革について以下の具体的な方針を決定。

- ・平成 27 年度末に国の資産規模対 GDP 比の半減を目指し、国の資産を約 140 兆円規模で圧縮。
- ・一般庁舎・宿舍、未利用国有地等、民営化法人株式に係る今後 10 年間の売却収入目安として約 12 兆円を見込む。
- ・財政融資資金貸付金について、今後 10 年以内で 130 兆円超の圧縮を実現。証券化は、民間の知見を活用して、メリットがコストを上回る場合、積極的に実施。
- ・経済財政諮問会議の下にある専門調査会を改組し、改革の実施状況についてチェック、フォロー。

国有財産については、以下の具体的な施策を実施。

- ・平成 18 年 6 月、「国家公務員宿舍の移転・跡地利用に関する有識者会議」において、東京 23 区内の宿舍の移転・再配置計画をとりまとめ。また、同年 8 月から改組された有識者会議において、23 区外の宿舍、23 区内の庁舎の移転・再配置を検討、平成 19 年 3 月 23 日に中間とりまとめを公表。
- ・平成 18 年 6 月の有識者会議報告で、証券化・リースバックの活用について考え方を整理済。具体的な活用のあり方を改組された有識者会議で検討、平成 19 年 3 月 23 日に中間とりまとめを公表。
- ・本省における有識者会議の他、各地方において、地方有識者会議を設置。
- ・平成 18 年度から、庁舎の使用状況実態監査を実施。監査結果に基づき、省庁横断的な使用調整を実施中。更に改正国有財産法により、余剰床の民間貸付を解禁。
- ・平成 18 年 4 月の改正国有財産法により、不整形地の整形地化等のため、隣接地又は借地権との交換を可能にし、売却

		<p>を円滑化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 3 月に通達を発出し、未利用国有地の売却ルールを明確化するとともに、処分等を行うまでの間の一時貸付を促進。 <p>財政投融资については、平成 19 年度財投編成で財政融資資金貸付金残高を約 23 兆円圧縮。このうち、一時的要因（郵政公社向け貸付金の償還等）を除くと 10 兆円程度の圧縮となるが、こうした努力を継続すれば、27 年度末までに 110 兆円程度の圧縮の見込み。また、証券化について、平成 19 年度から実施すべく、「特別会計に関する法律」において所要の法的手当てを行うとともに、有識者による検討会を立ち上げ、市場関係者からヒアリング等を実施。</p> <p>国債管理政策については、民間有識者等をメンバーとする懇談会等を通じた市場との対話や、民間金融専門家の積極的な採用を通じて得た民間の知見を活用し、買入消却及び流動性供給入札の実施による国債市場の流動性の維持・向上等の施策の充実・高度化を推進。</p> <p>公会計については、平成 18 年 12 月、「特別会計財務書類の作成基準」における、公的年金に係る負債の計上方法等の見直しを実施。また、企業会計の慣行を参考とした特別会計財務書類の作成を法定化（「特別会計に関する法律」）するとともに、財務書類の作成・公表の早期化を図るためのシステム化に係る実現可能性調査を実施。</p> <p>財政運営原則については、左記の 4 原則も踏まえ、平成 19 年度予算においては、「基本方針 2006」で定められた歳出改革を確実に進め、新規国債発行額を過去最大の 4.5 兆円減額し、国債残高の増加を極力抑制。また、「特別会計に関する法律」にて剰余金処理についての共通ルールを規定し、本法律に基づき、平成 19 年度予算において約 1.8 兆円を一般会計に</p>
--	--	---

<p>国の資産・債務改革について、財務大臣が、平成 18 年度中に、具体的内容、手順及び実施時期を定め、公表する。</p> <p>地方公共団体においても、資産債務の実態を把握し、管理体制の状況を確認するとともに、改革を推進するための具体的な施策を策定する。また、地方公共団体に対し、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他財務書類の整備に関し必要な情報の提供等を行う。</p> <p>6 . 公務員制度改革</p> <p>能力・実績に基づく人事管理、退職管理の適正化について、できるだけ早期に具体化のため必要な措置を講ずる。</p>	<p>法第 61 条</p> <p>法第 62 条</p> <p>法第 63 条</p>	<p>繰入れ。</p> <p>平成 19 年 3 月 27 日、資産・債務改革に係る工程表を財務大臣が取りまとめ、経済財政諮問会議に報告。</p> <p>「新地方公会計制度研究会」において、地方公共団体が公会計の整備に自主的に取り組む上で参考となる財務書類のモデル等を提言。</p> <p>「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について（平成 18 年 8 月 31 日付総務事務次官通知）」において、公会計の整備については、原則として国の作成基準に準拠し、連結ベースでの整備の推進に取り組みたいこと、また、資産・債務管理については、国の資産・債務改革も参考にしつつ、方向性と具体的な施策を策定されたいことについて要請。</p> <p>「新地方公会計制度研究会」報告書で示されたモデルの実証的検証や資産評価方法等の諸課題について「新地方公会計制度実務研究会」において検討中。</p> <p>能力・実績による人事管理の徹底について、経済財政諮問会議における「国益を真に追求する優秀な人材が集まり、誇りを持って仕事に邁進し、責任を果たせる仕組み、将来にわたってその能力を生かせる仕組みを作っていくことが大切である」との総理の指示を踏まえ、必要な法案化等の作業を急いでいる。</p> <p>再就職規制について、経済財政諮問会議における「各省庁による再就職あっせんを禁止して、「新・人材バンク（仮称）」へ一元化することで押し付け的あっせんを根絶する」機能す</p>
--	--	---

<p>公務員の労働基本権、人事院制度、給与制度その他公務員に係る制度の在り方について、国民の意見に十分配慮して、幅広く検討を行う。 国と民間企業との人事交流を促進するため必要な措置を講ずる。</p> <p>7．規制改革 金融、情報通信技術、出入国管理、社会福祉、労働、土地測量その他の分野における規制の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>8．競争の導入による公共サービスの改革 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基</p>	<p>法第 64 条</p> <p>法第 65 条</p>	<p>る「新・人材バンク（仮称）」を可能な限り早期に立ち上げ、設置後 3 年以内に完全な一元化を必ず実現したい」との総理の指示を踏まえ、必要な法案化等の作業を急いでいる。 また、厳格な行為規制を導入し、監視体制を整備する等のため、必要な法案化等の作業を急いでいる。 行政改革推進本部令により設置された行政改革推進本部専門調査会（座長：佐々木毅学習院大学法学部教授）において、検討中。4 月中の専門調査会における中間とりまとめを要請。 交流元企業と雇用関係が継続している者の交流採用を可能にするための官民人事交流法を改正し、平成 18 年 9 月 20 日から施行。 人事院規則の改正により交流対象法人（信用金庫連合会）を拡大。 官民交流の抜本的拡大を図るため、国・経済界・有識者等からなる官民交流推進体制を平成 19 年度から整備。</p> <p>平成 18 年 12 月 25 日、規制改革・民間開放推進会議の最終答申。翌 26 日、同答申に記されている具体的施策を最大限尊重する旨の閣議決定。同答申を受けて、「労働契約法案」等の法案を平成 19 年通常国会に提出。 平成 19 年 1 月 26 日、規制改革・民間開放推進会議の後継組織として規制改革会議が設置、31 日初会合（草刈隆郎日本郵船株式会社代表取締役会長を議長に選出）。同年 6 月頃を目途に、規制改革に関する新 3 か年計画を策定予定。</p> <p>平成 18 年 5 月 26 日に成立した「競争の導入による公共サー</p>
---	-------------------------------	--

<p>づく改革を推進する。</p> <p>9 . 公益法人制度改革 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の適切な運用を確保する。</p> <p>10 . 政策評価の推進 内閣の重要政策に係る政策評価の重点的かつ効率的な実施を推進する。</p>	<p>法第 66 条</p> <p>法第 67 条</p>	<p>ビスの改革に関する法律」(以下「公共サービス改革法」という。)が7月7日に施行され、同日、官民競争入札等監理委員会(委員長:落合誠一東京大学大学院教授)を内閣府に設置。公共サービス改革法に基づき、公共サービス改革に関する政府の基本的な考え方、官民競争入札等の対象とする業務を内容とする「公共サービス改革基本方針」を9月5日に閣議決定。</p> <p>また、国民の立場に立って、公共サービスの不断の見直しを押し進める観点から、同基本方針については、少なくとも毎年度一度見直すこととしており、民間事業者等からの意見(要望)等を踏まえ、12月22日に対象事業の追加等のため基本方針を改定(閣議決定)。</p> <p>上記基本方針改定を踏まえ、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務について、官民競争入札又は民間競争入札の対象とし、民間事業者に対する委託を可能とするための「公共サービス改革法」の一部改正法案(不動産登記法等の特例規定の整備)を平成19年通常国会に提出。</p> <p>「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」、及び整備法が、行政改革推進法とともに、平成18年通常国会において成立。</p> <p>平成19年4月から内閣府に公益認定等委員会が発足。</p> <p>各府省は内閣総理大臣施政方針等に示された内閣の重要政策に関する評価について、評価を重点的かつ効率的に実施。</p>
--	-------------------------------	--

<p>総務省は平成 18 年度中に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で、規制について事前評価を義務付けるために必要な措置を講じる。</p>	<p>重要 7 (4)ア</p>	<p>平成 19 年 3 月 30 日に、「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」の一部改正及び「政策評価に関する基本方針」の一部変更を行い、所要の措置を講じた。</p>
<p>1 1 . その他横断的事項 政府及び地方公共団体の事務及び事業の透明性の確保を図り、その必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行う。</p>	<p>法第 2 条</p>	<p>左記の考え方に基づき、総人件費改革については、「国の行政機関の定員の純減について」を平成 18 年 6 月 30 日に閣議決定した。また、市場化テストの推進に当たっても、事業仕分けの趣旨を踏まえて、廃止や官民競争入札等の対象事務の選定を行うことなどを盛り込んだ「公共サービス改革基本方針」を平成 18 年 9 月 5 日に閣議決定した。</p>

行政改革の重要方針の項目であっても、行政改革推進法の項目と合わせて掲げているものがある。

．既往の閣議決定の実施状況

(「行政改革の重要方針」、「今後の行政改革の方針」(行政改革推進法の対象事項は に記述))

既往の閣議決定の概要	区分	実施状況
<p>政府関係法人の見直し</p> <p>(1) 特殊法人等改革 引き続き、「特殊法人等整理合理化計画」の具体化を進める。特殊法人等、特殊法人等から移行した独立行政法人について、事業の廃止・縮小・重点化などを通じて財政支出の縮減を図る。</p> <p>公営競技関係法人及び総合研究開発機構について、事業及び組織形態について講ずべき措置を決定。</p> <p>(2) 独立行政法人の組織・業務全般の見直し等 「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成15年8月1日閣議決定)に基づき、中期目標期間の終了時において、組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直す。</p>	<p>方針1(3)</p> <p>重要2(2)</p> <p>方針1(2) 重要2(1)</p>	<p>これまでに、改革対象163法人のうち136法人について既に、廃止、民営化、独立行政法人化等に向け、法制上の措置その他必要な措置を講じたところ(現状維持とされた5法人を除く今後措置予定の22法人についての措置内容は決定済み。)。特殊法人等向け財政支出については、「特殊法人等整理合理化計画」に基づく組織形態・事業の徹底した見直しにより、一般会計及び特別会計合わせて、特殊法人等改革基本法の集中改革期間内で実質的に財政支出を約1.8兆円削減。</p> <p>「行政改革の重要方針」において決定された方針に沿って、法改正等の所要の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案」を平成19年通常国会に提出 ・「自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案」を平成19年通常国会に提出 ・「モーターボート競走法の一部を改正する法律案」が平成19年通常国会において成立(平成19年4月1日施行予定) ・「総合研究開発機構法を廃止する法律案」を平成19年通常国会に提出 <p>「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」に基づき、平成15年度には独立行政法人教員研修センターについて見直しを実施し、また、平成16、17年度には、平成17年度末までに中期目標期間が終了する</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・特別の法律により設立される民間法人 ・その他の特別の法律により設立される法人 ・法令等に基づき、国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施している法人 ・補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人 <p>2 . 社会保険庁改革</p> <p>平成 20 年 10 月を目途に、現行の社会保険庁を廃止するとともに、公的年金と政管健保の運営を分離の上、それぞれ新たな組織を設置する等の解体的出直しを行い、所要の法律案を平成 18 年通常国会に提出する。</p>	<p>重要 6 (1)</p>	<p>に対する補助金や委託費の削減などの措置について取組を開始。</p> <p>その他の特別の法律により設立される法人(11法人)については、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」を平成18年 8 月15日閣議決定。また、経常的経費に係る補助金を今後 5 年間で10%削減、監査体制の強化等による補助金の第三者への分配・交付の効率化・透明化等の見直しを平成18年12月24日行政改革推進本部において決定。</p> <p>国からの指定等に基づき、特定の事務・事業を実施する法人については、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」を平成18年 8 月15日閣議決定。</p> <p>補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人 (71 法人121基金) については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」を平成18年 8 月15日閣議決定。また、約 1,700億円の国庫返納等の見直しを平成18年12月24日行政改革推進本部において決定。</p> <p>政管健保の公法人化(「全国健康保険協会」の設立)について盛り込んだ「健康保険法等の一部を改正する法律案」が平成18年通常国会において成立。</p> <p>年金新組織(「ねんきん事業機構」(厚生労働省の特別の機関)の設置)について盛り込んだ「ねんきん事業機構法案」を平成18年通常国会に提出、同年臨時国会において廃案。</p> <p>年金の財政責任・管理責任は国が担う一方、その運営業務は非公務員型の新法人に担わせること(「日本年金機構」の設立)について盛り込んだ「日本年金機構法案」を平成19年通常国会に提出。</p>
---	-------------------	--

<p>年金福祉施設等については、5年後の廃止を前提とした独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において整理合理化を進めるとともに、年金福祉施設等の運営等が委託されている公益法人についても、廃止・統合等の抜本的な見直しを速やかに進める。</p> <p>3 . 行政効率化</p> <p>各府省は、納税者の視点に立って、各府省毎に作成した行政効率化推進計画(平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議取りまとめ)に基づき、「行政コスト削減に関する取組方針」(平成11年4月27日閣議決定)の取組を引き継ぎ、関係府省に共通する主要な取組を実施するなど行政効率化を推進する。</p> <p>各府省は、毎年予算案決定後、行政効率化推進計画の取組実績を国民に分かりやすい形で公表し、フォローアップを行う。</p>	<p>重要6(5)</p> <p>方針2 ア</p>	<p>年金福祉施設等については、平成17年10月に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、5年間で整理合理化を実施。</p> <p>平成19年2月6日に行政効率化関係省庁連絡会議を開催し、各府省より行政効率化推進計画等の取組実績について報告を受け、とりまとめ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な取組の平成19年度予算における削減効果は 606億円 (取組開始後の累計額) <table data-bbox="1288 715 1937 837"> <tr> <td>電子政府関係の効率化</td> <td>287億円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アウトソーシング</td> <td>26億円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公用車の効率化</td> <td>18億円</td> <td>等</td> </tr> </table> ・平成17年度における公共事業コストの縮減効果は 4577億円。 	電子政府関係の効率化	287億円		アウトソーシング	26億円		公用車の効率化	18億円	等
電子政府関係の効率化	287億円										
アウトソーシング	26億円										
公用車の効率化	18億円	等									

<p>4 . 電子政府</p> <p>(1) 電子政府の推進</p> <p>「電子政府構築計画」に盛り込まれた施策を着実に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の利便性・サービスの向上のため、オンライン利用促進及び行政情報の提供の充実、利便性の向上を図る。 ・業務・システムの最適化（効率化・合理化） <p>(2) 電子自治体の推進</p> <p>行政手続のオンライン化に係る地方公共団体の取組を一層促進する。</p> <p>電子自治体業務の標準化・共同化など業務改革を推進するとともに、電子自治体業務の共同処理センターの運用の「共同アウトソーシング」を推進する。</p> <p>(3) 電子政府・電子自治体の共通基盤の利活用の推進</p> <p>各府省庁所管のオンライン手続において、できる限り早期に、公的個人認証サービスの利用を開始、また、地方公共団体に対しても必要な支援を促進する。</p>	<p>方針 5 (1)</p> <p>方針 5 (2)</p> <p>方針 5 (3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 3 月に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、引き続きオンライン利用を促進 ・電子政府の総合窓口(e-Gov)を活用した手続のワンストップサービスを平成 18 年 4 月に開始し、各府省の手続きの移行を実施中（これまでに 9 府省が実施）。 ・最適化対象の業務・システムのうち 83 分野について最適化計画を策定、新たに 1 分野を追加。引き続き最適化を推進。 <p>「地方公共団体における申請・届出等手続に関する汎用受付システムの基本仕様（第二版）」を策定し、地方公共団体に提示。</p> <p>申請・届出、入札、歳入、地方税の申告手続等の電子化の推進について地方財政措置を実施。</p> <p>各地方公共団体におけるオンライン化及びオンライン利用促進に向けた取組の参考となるよう、平成 18 年 7 月に「電子自治体オンライン利用促進マニュアル」を策定し、地方公共団体に提示。</p> <p>共同処理センターにおいて活用する電子申請等の各種アプリケーションの開発、共同処理センターの設置に対する地方財政措置を実施。</p> <p>各府省の電子申請システムについては、公的個人認証サービスに一部対応。また、平成 19 年 3 月 30 日現在、47 都道府県と一部の市区町村における各種手続において公的個人認証サービスに対応。</p>
--	---	--

<p>住民基本台帳ネットワークシステムの利活用を促進する。</p> <p>国の行政機関と地方公共団体との間のネットワークは、原則霞が関WAN・総合行政ネットワーク(LGWAN)を活用する。</p> <p>(4) 情報セキュリティ・個人情報保護対策の推進 「各府省庁の情報システム及びその運用に関する安全基準」を策定し、各府省庁の情報セキュリティ水準の斉一的な引き上げを図る。</p> <p>電子政府の基盤法制である行政機関個人情報保護法等の適切かつ厳格な運用を行う。総務省は、法の施行状況について報告を求めること等により、適正な運用の確保を図る。</p> <p>5. 地方分権の推進</p> <p>(1) 市町村合併の推進 与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえて、引き続き自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。</p>	<p>方針5(4)</p> <p>方針8(1)</p>	<p>国の行政機関等に対して、住基ネット利用の働きかけを行っているところ。平成18年10月から社会保険庁の国民年金・厚生年金事務において、年金受給者の現況届の省略のために住基ネットの利用を開始。</p> <p>霞が関WAN・LGWANの活用を検討しているシステムについて、最適化計画等に基づいて、活用のための必要な措置を実施。</p> <p>「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(政府機関統一基準)に基づき、各府省庁において当該省庁の情報セキュリティポリシーを改訂し、情報セキュリティ対策を推進。内閣官房では、各府省庁の端末とウェブサーバに関する情報セキュリティ対策状況について重点検査を実施。</p> <p>各行政機関及び各独立行政法人等においては、監査・点検、職員に対する教育研修などの所要の措置を実施。総務省は、法の施行状況について報告を求めること等により、適正な運用を確保。</p> <p>平成17年4月以降においても、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。)に基づき、引き続き市町村合併を積極的に推進。</p> <p>平成11年3月末に3,232あった市町村は、平成19年3月末には1,804となるなど、市町村合併は相当程度進展。合併新法下における合併は13件が実現。</p>
---	-----------------------------	--

<p>(2) 地方行革の推進</p> <p>社会経済情勢の変化を踏まえ更に積極的な取組を促進するため、行政改革推進のための新たな指針を平成 16 年度末までに策定する。</p> <p>また、定員・給与等の人事運営の状況、民間委託等の実施状況、財務状況について、他の団体と比較可能な形での公表を地方公共団体に要請するとともに、地方公共団体の行政改革に関する取組状況を平成 17 年度から順次公表し、優良事例についても幅広く周知を図る。</p>	<p>方針 8 (2)</p>	<p>総務省において、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知)を策定し、各地方公共団体に対し「集中改革プラン」の公表をはじめとした行政改革の積極的な推進を要請し、その取組状況について、団体間で比較可能な形で平成 18 年 8 月 31 日に公表。</p> <p>また、地方行革の更なる推進のため「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成 18 年 8 月 31 日付け総務事務次官通知)を策定し、「総人件費改革」、「公共サービス改革」及び「地方公会計改革」の 3 つの改革について、「情報公開の徹底と住民監視」の下、より一層の行政改革の推進に努めるよう要請。</p> <p>地方公共団体における民間委託の推進や指定管理者制度の活用、事務事業の再編・整理等の代表的な行政改革の取組事例を取りまとめた「行政改革事例集」を平成 17 年度に続き、平成 18 年度も作成、地方公共団体に周知。</p>
<p>6 . その他</p> <p>(1) 公会計の見直し</p> <p>省庁別連結財務書類について、試行を経て、平成 18 年度から「年次報告書(仮称)」として公表する。</p> <p>政策ごとに予算と決算とを結び付け、予算とその成果を評価できるような予算書、決算書の作成に向けて、平成 18 年度までに整備を進める。</p> <p>(2) 行政立法手続</p> <p>行政立法について、国民一般から意見を求める手続を法制化することとし、行政手続法検討会報告に沿ってそのための立</p>	<p>方針 3 (2)</p> <p>方針 3 (3)</p>	<p>平成 18 年度から省庁別財務書類を「年次報告書」の一環として公表(平成 18 年 3 月 30 日)。</p> <p>平成 20 年度予算を目途に新たな表示科目による概算要求・編成作業を行う予定。</p> <p>命令等を定めるに当たって広く一般から意見を求める意見公募手続等を主な内容とする「行政手続法の一部を改正する法</p>

<p>案作業を進め、平成 17 年通常国会に提出する。</p> <p>(3) 中央省庁等改革の的確な実施 中央省庁等改革について、行政改革会議最終報告や「中央省庁等改革基本法」(平成 10 年法律第 103 号)の趣旨に沿った組織・制度の運営が行われているか、今後の与党における中央省庁等改革の実施状況に係る議論を踏まえた点検を行う。</p>	<p>方針 9</p>	<p>律案」が平成 17 年通常国会(第 162 回)において成立(平成 18 年 4 月 1 日施行)。</p> <p>今後の与党における中央省庁等改革の実施状況に係る議論を踏まえ、点検を実施。</p>
--	-------------	--